

豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格 における区内の事業者取扱基準

平成 22 年 6 月 16 日

総務部長決定

改正 平成 26 年 3 月 3 日

改正 平成 26 年 12 月 26 日

(目的)

第 1 条 この基準は、豊島区（以下「区」という。）が行う建設工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格に地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する地域要件を付加するため、区内の事業者として取扱うために必要な要件を明確にし、もって区内の中小企業者の振興、育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において「建設工事等」とは、土木工事、建築工事及び設備工事（この項において「建設工事」という。）並びに建設工事に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造をいう。

2 この基準において「入札参加資格」とは、政令第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 に規定する一般競争入札並びに政令第 167 条の 11 第 3 項により準用される指名競争入札の参加資格をいう。

3 この基準において「区内の事業者」とは、建設工事等競争入札参加資格に関する告示（平成 22 年 4 月 30 日付豊島区告示第 115 号。以下「告示」という。）第 1 の 4 に規定する競争入札参加資格者名簿に登録があるもの（以下「登録者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 登録者のうち、区内に本店として登記簿上の本店所在地（個人事業者の場合は住所をいう。以下「本店所在地」という。）を置き営業を行うもの

(2) 登録者のうち、区内に契約締結権限を有する代理人を設置し、かつ、支店又は支社等の営業所（以下「支店、営業所等」という。）を置き営業を行うものであって、次のいずれにも該当するもの

ア 第 3 条第 1 項第 1 号の区に本店、支店、営業所等を有する旨の届出書を提出する日において、支店、営業所等を設置してから 2 年以上経過していること。

イ アの届出書を提出する日前 2 年間に、当該支店、営業所等に置かれている代理人名義で入札参加資格を有する業種に係る工事請負契約（官公庁・民間）を締結し、

その履行を完了した実績を有すること。

4 本店所在地と営業を行う場所が異なる次の各号の場合は、当該各号に定めるところにより取扱うものをいう。

(1) 区外に本店所在地があつて、営業を行う場所が区内にある場合 法令により許可又は届出等（以下「許可等」という。）が必要な業種であつて、許可等を受けた本店（以下「許可等に係る本店」という。）を区内に置いているものについては、区内に本店を有するものとする。

(2) 区内に本店所在地があつて、営業を行う場所が区外にある場合 区外に許可等に係る本店を置き、本店所在地である区内の事業所において事業の実態が把握できないものについては、区内に本店を有しないものとする。

（取扱要件）

第 3 条 登録者のうち区内に本店又は支店、営業所等を置く者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 区に本店、支店、営業所等を有する旨の届出書

(2) 建設業の許可及び技術者に関する届出書

(3) 区内に支店、営業所等を置く者は、支店、営業所等を設置した日を明らかにできる書類

(4) 区内に支店、営業所等を置く者は、支店、営業所等の代理人名義で入札参加資格を有する業種に係る契約（官公署、民間）を締結し、履行を完了していることを明らかにできる書類

(5) その他総務部長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類を提出した後、その内容に変更があつた場合には、当該事業者は、変更に必要な書類を改めて提出しなければならない。

3 登録者のうち区内に本店、支店、営業所等を置いているものは、常に営業の実態を確保し、別に定める確認事項に合致していなければならない。

（実態調査）

第 4 条 区長は、必要に応じて前条の規定により取扱いを受けた区内の事業者に対する実態調査（以下「実態調査」という。）を実施することができる。

2 実態調査は、前条第 1 項の規定により提出された書類に基づき予告せず行うものとする。

3 実態調査の実施に対して区内の事業者がこれを拒否し又は妨害した場合には、取扱

事業者としないものとする。

(改善指導)

第 5 条 前条の規定による実態調査の結果、第 3 条第 1 項に掲げる書類の内容と実態に相違がある場合その他区内の事業者としての取扱うことに疑義を生じた場合には、必要な改善指導を行うとともに、期間を定めて報告を求め、再度、実態調査を行う。

2 前項の規定による改善指導を行った場合、当該区内の事業者の実態が第 3 条に規定する取扱要件を満たすものであることが確認されるまでの間は、当該事業者を区内の事業者とて扱わないものとする。

(指名停止措置)

第 6 条 前条第 1 項の規定による改善指導に伴う報告がなされなかった場合、又は再度の実態調査を行ってもなお改善が見られなかった場合、その他実態調査を拒否し又は実態調査に協力しないことが明白な場合には、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日 総務部長決定。以下「指名停止要綱」という。）第 3 条に基づき、一般競争入札の参加停止及び指名競争入札の指名停止（以下「指名停止措置」という。）を行うものとする。

2 第 4 条の規定による実態調査の結果、告示第 3 の 4 に規定する必要書類又は第 3 条に掲げる書類の内容と実態が著しく相違する場合は、前条の規定による改善指導を行うことなく、指名停止要綱第 3 条に基づき指名停止措置を行うものとする。

3 前項の規定により指名停止措置を受けた事業者については、区内の事業者としないものとする。

(区内事業者の取扱い停止措置)

第 7 条 現に区内事業者の取り扱いを受けている事業者が、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱第 3 条に基づき指名停止措置を重ねて受けた場合で継続・反復性が高いと認められたとき、その他区内事業者取扱い制度の趣旨に反し、区の契約の相手方としてふさわしくない行為があったと認められたときは、区内事業者の取扱いを 3 年間停止するものとする。

2 区長は、第 1 項の事業者に対し、区内事業者の取扱いを停止する旨通知を行う。ただし、停止の判定時既に区内事業者の取り扱いを受けていない事業者については、区内事業者の取扱いの届出を今後 3 年間できない旨の通知を行う。

3 前項の通知を受けた事業者は、取扱い停止の期間終了後、区長に対し改善報告書を提出しなければならない。前項但し書きの事業者も同様とする。

- 4 区長は、前項の報告書を受領し、改善されたと確認できたら、当該事業者に対し区内事業者取扱い停止措置の解除を通知する。
- 5 当該事業者は、前項の通知を受領したあとでなければ、改めて区内事業者の届け出をすることができない。

(読替既定)

第 8 条 組合事業者が区内の事業者として取扱いを受けるにあたっては、第 2 条から第 6 条までの規定を準用する。この場合において、第 2 条第 3 項中「建設工事等競争入札参加事業者の資格に関する告示(平成 22 年 4 月 30 日付豊島区告示第 115 号。以下「告示」という。)」とあるのを、「建設工事等競争入札参加事業者の資格に関する告示(組合)(平成 22 年 4 月 30 日付豊島区告示第 116 号。以下「組合告示」という。)」と読み替えるものとする。

(その他)

第 9 条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この基準は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。